

横福障 第 47 号  
令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日

市内就労移行支援事業所  
市内就労継続支援 A 型事業所  
市内就労継続支援 B 型事業所

} 管理者 様

横須賀市福祉部障害福祉課長

### 就労系障害福祉サービスの在宅支援の取り扱いについて（通知）

日頃から本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 9 月 23 日付横福障第 235 号の横須賀市福祉部障害福祉課長等通知「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労系障害福祉サービスの在宅支援について（通知）」で通知した在宅支援の実施については、令和 3 年 3 月 31 日をもって終了となりました。

就労系障害福祉サービスの在宅支援は、令和 3 年 4 月 1 日以降、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について」の一部改正について（令和 3 年 3 月 30 日付障障発 0330 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」により、運用されることとなりました。

令和 3 年 4 月以降当面の間は、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A 型、B 型）における留意事項について（最終改正障障発 0330 第 2 号令和 3 年 3 月 30 日）」及び別紙の留意事項に従い就労系障害福祉サービスの在宅支援の実施をお願いします。

なお、本市への提出書類は、調整中です。決定次第お知らせいたします。

また、本通知の発出に伴い、以下の通知に係る就労系障害福祉サービスの在宅支援の取り扱いは廃止します。

- ・「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（通知）」（横福障第 474 号令和 2 年 3 月 13 日付横須賀市福祉部障害福祉課長通知）
- ・「就労定着支援及び就労継続支援事業に係る新型コロナウイルス対応の取扱期間の変更について（通知）」（横福障第 526 号令和 2 年 3 月 31 日付横須賀市福祉部障害福祉課長通知）

事務担当は、

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

横須賀市福祉部障害福祉課就労支援係 電話 046-822-9837

同 障害福祉課給付係 電話 046-822-9488

留意事項

- 1 他市町村が支給決定した利用者については、当該市町村にご確認ください。
- 2 在宅支援は、利用者に在宅支援の内容等を説明し、同意を得て個別支援計画に明記した上で実施してください。
- 3 在宅支援は基本報酬の算定対象であり、利用者によっては基本報酬に応じた利用者負担が生じることを説明し、同意を得てください。
- 4 個別支援計画は適時見直してください。
- 5 計画相談支援（特定相談支援事業）が入っている場合は、相談支援専門員にも在宅でのサービス利用を伝え、支援情報を共有してください。
- 6 実績記録票には、在宅支援であること及び支援時間を記載し、利用者本人の署名（又は押印でも可）をもらってください。
- 7 在宅支援を実施した場合には、具体的な訓練状況と支援状況についての記録を作成し、本市が求めた場合には提供できるようにしてください。
- 8 実績記録票の写しを提出する際は、在宅支援を行った利用者の一覧表（事業所番号、事業所名、受給者番号、氏名、サービス種別、管理者又は事業者代表者の氏名、担当者の氏名及び連絡先を記載したもので、様式は任意）を添付してください。